



【概要】臨時試験への漁船員の追加受入れ

概要

- 「海技士確保に向けた漁船の乗組みのあり方等に関する検討会」のとりまとめ(平成30年2月)において、漁期の終了時期が不確定な漁業の漁船員に対し、臨時試験を活用して受験機会を提供する方針が示されたことを受け、臨時試験を活用したスキームを創設。
- 本スキームの対象となる臨時試験は、4級海技士(航海)及び内燃機関4級海技士(機関)より下級を対象として行われる臨時試験であって、臨時試験の主催者から、漁船員の追加受入れについて承諾が得られた臨時試験とする。
※口述試験については、試験会場の確保及び海技試験官が対応可能な場合に限り実施する。

フロー図

